

神戸市立東落合小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

(令和8年4月1日 改定)

はじめに

神戸市立東落合小学校では、目指す子供の姿として、思いやりのある子・がんばりぬく子・深く考える子の三つの柱をイメージしながら、「豊かな心を持ち、たくましく生きる子供を育てる」を教育目標に掲げ、その達成を目指して努力を続けています。

このたび本校では、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針(以下「東落合小学校基本方針」という。)を策定します。

令和8年4月 神戸市立東落合小学校

1 いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、東落合小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童等に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 教職員の姿勢

- ・東落合小学校のきまりのもと東落合小の全教職員が、同じ目線で児童と接します。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営や児童との信頼関係づくりに努めます。
- ・分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事を通じて、児童の自己有用感を高めます。
- ・道徳教育の充実とともに児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して情報の共有に努めます。
- ・児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- ・いじめの問題を一人で抱え込まず、管理職に報告し、組織的に対応します。
- ・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

4 校内いじめ問題対策委員会

(1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

本校は、校長、教頭、関係教員、学年担当・養護担当各教員、生徒指導係、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置します。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。(円滑な情報共有)
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

(3) 校内いじめ防止基本方針

いじめ防止を考える上での3本柱—「未然防止」「早期発見」「早期対応」

□ 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり 人間関係づくり		学年・学級づくり 人間関係づくり									
早期発見に向けた取組			いじめ 調査 アンケート	教育相談 個別 懇談会				いじめ 調査 アンケート	教育相談 個別 懇談会		教育相談 いじめ 調査 アンケート	
職員会・対応チーム等	職員会議 (基本方針提案)			職員研修 取組評価	職員研修				職員研修 取組評価			取組評価 次年度計画
	校内いじめ問題対策委員会 情報交換											

5 いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが重要であり、年間を通して予防的な取組を計画・実施します。

(1) 思いやりの心をはぐくむ教育

- ・授業をはじめ道徳教育や学級活動等すべての教育活動を通して、児童一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」をはぐくみます。

(2) 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団づくり

- ・仲間同士で認め合い支え合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団づくりに取り組みます。
- ・「命の重さを実感させる体験活動」「問題解決能力をはぐくむ自主的活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」などの取組を進めます。
- ・学級活動や行事、総合的な学習の時間等を通して、人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てます。

(3) 規範意識を身につけ、自浄力のある児童集団の育成

- ・全ての教育活動の中で、決まりを守ることの大切さを特に、道徳教育の重点化で指導し、規範意識の醸成を図ります。
- ・見てみないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。知らせることは正しいことであることも合わせて指導します。

6 いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃から児童の信頼関係の構築と見守りに努めます。

(1) 信頼感の構築

- ・日常の学校生活の中で積極的な言葉かけを行うなど直接的な触れ合いを大切に、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制作りに努めます。その上で担任を中心として深い信頼関係を築きます。

(2) 児童理解

- ・平素から児童の交遊関係など生活実態をきめ細かく把握し、日々の学級から得た情報を有効に活用します。ひいては、一人ひとりの表情やいじめのサインを見逃さないように注意します。
- ・定期的にアンケートを実施し、いじめ早期発見に向けて積極的に取り組みます。アンケートについては、保存年限を守り、その内容についても児童生徒がいじめへの認識を深めるとともに、実情を記入しやすいものとなるよう十分に協議の上作成する。

(3) 相談体制の充実

- ・養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定します。

(4) 校外相談機関との連携

- ・教育相談指導室やこうべっ子悩み相談「いじめ（ネットいじめ）・体罰・こども安全ホットライン」（24時間電話相談）など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

7 いじめへの早期対応

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応します。

(1) いじめの事実関係の把握

- ・いじめられている児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除き、共感的に受け止めます。その際、最後まで守り抜くことを伝えます。
- ・関係児童双方、周囲の児童から個々に事情を聴き取り、関係教職員で情報共有し、組織的に対応します。

(2) いじめの指導

- ・いじめた児童生徒には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気づかせます。
- ・関係児童の問題にとどめず、関係児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取組を進めます。
- ・児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の指導方針、相談体制等を伝えます。
- ・状況に応じて教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等の関係機関と連携して解決にあたります。
- ・指導後も継続的に、関係生徒と保護者に対しての支援を行います。

8 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進めます。

9 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼します。

(2) 早期発見・早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

10 保護者・地域との連携

- ・落合ふれあいのまちづくり協議会、青少協、学校運営協議会等、保護者や地域と連携し、児童の様子を積極的に見守ります。
- ・地域の会合等で、学校のいじめ問題への取組について情報を発信します。
- ・児童、保護者、地域が一緒に参加する会議などを開催し、地域ぐるみでいじめ問題に取り組みます。

11 関係機関との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、少年サポートセンター、青少年育成センター、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、関係機関と連携する体制を構築しておきます。

12 重大事態への対処

重大事態については、本基本方針及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂 文部科学省）」により適切に対処する。

(1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。

(2) 調査結果の報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

13 その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜東落合小学校基本方針を見直し、必要があると認められるときは改訂します。